

## 第 5 回世田谷区農業委員会総会

日：令和 2 年12月23日（水）

場所：区役所第二庁舎第 5 委員会室

## 第5回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和2年12月23日（水）午後3時から

開催場所：区役所第二庁舎第5委員会室

出席の委員：会長 穴戸幸男、会長職務代理者 高橋昌規、志村秀典、橋本正志、野島秀雄、大塚信美、石井朝康、加々美栄一、岩本敏行、石井勝、三田浩司、細井誠一、海老澤健、宮川喜久、鈴木利彰、植松智、本澤絢子、岡本のぶ子、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：苅部嘉也

出席の職員：事務長 江頭勝、事務次長 荒井広司、主事 湯本由美、主事 岡田英朗、  
主事 関智秋

## 会議次第

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
  - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
    - ・農地法第3条について
  - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
    - ・農地法第4条について 【該当なし】
    - ・農地法第5条について
  - (3) 第3号議案 その他の事項について
    - ・相続税納税猶予に関する適格者証明願について
    - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
    - ・特定農地貸付法に基づく承認申請について
5. 協議事項
  - (1) 令和3年2月の総会日程(案)について
  - (2) 東京都農業会議を通じて提出する国・都の施策等に対する要望(案)について
  - (3) 令和3年度世田谷区農業委員会活動計画(案)について
6. 報告事項
  - (1) 第14回都市農地保全自治体フォーラムの中止について
  - (2) 都内産農産物等の放射能検査について
7. その他
8. 閉 会

事務局 皆様、こんにちは。定刻前ではございますが、皆さんおそろいになりましたので、ただいまより第5回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

(配付資料確認)

それでは、次第2の会長挨拶から進めさせていただきます。宍戸会長、よろしくお願いいたします。

宍戸会長

(会長挨拶)

議事に入る前に、本日、苅部嘉也委員が欠席となっておりますが、過半数の出席でございますので、総会は成立ということでご報告させていただきます。

次に、本日の署名委員ですが、三田浩司委員、細井誠一委員にお願い申し上げます。

それでは、次第4の議案の審議に入ります。

本日は、(1)の第1号議案がございます。農地法第3条に基づく許可申請についてを1件上程いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、本日の審議の1件目、農地法第3条の許可申請についてです。

農地を農地として所有権等の移転を行う案件をこれまで何件かお諮りしてまいりましたが、今回は使用貸借による権利の設定という案件になります。これは、区が の農地を苗圃として借りるという手続です。区の所管はみどり33推進担当部公園緑地課となります。今回の土地につきましては、平成18年に第3条の届けが農業委員会に出され、許可承認を受けております。

それでは、資料の表紙から参ります。資料No.1、第1号議案農地法第3条に基づく許可申請について。

受付番号2-3-6。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

受付番号2-3-6についての説明は以上となります。

宍戸会長 この件について調査されました宮川喜久委員、調査結果の報告をお願いいたします。

宮川委員 報告いたします。12月14日、事務局2名とともに調査を行いました。

(調査内容、3条許可要件に適合している旨を説明。)

以上でございます。

穴戸会長 ありがとうございます。この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

橋本委員

(農地法第3条の許可申請と特定農地貸付の承認申請の違いや議案の表記方法について質疑応答あり)

穴戸会長 ではもう一度、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

穴戸会長 賛成多数ということで、許可することとさせていただきます。

以上で第1号議案農地法第3条に基づく許可申請についての審議は終了いたします。

次に、(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第5条が2件となっております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.2-1をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。専決処理のため、報告のみとさせていただきます。

受付番号2-5-11。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

続きまして、資料No.2-2に移らせていただきます。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号2-5-12。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

以上でございます。

穴戸会長 この件につきましてご質問等がありましたら、お願いいたします。

海老澤委員 2-1のところなんですけれども、これは外環道の工事に関するものだと思うんですけれども、その工事の範囲なんですか。それとも外れているんでしょうか。位置関係を教えていただければと思います。

事務局 工事で塞いでいるところがあって、その脇、北側にちょっと細い通路があって、その通路を挟んだ向かいになります。

海老澤委員 では、そのトンネル工事の地上部分とは違うところですね。分かりました。

以上です。

穴戸会長 ほかにご意見はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 ないようですので、第2号議案を終了いたします。

次に、(3)第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

相続税納税猶予に関する適格者証明願についてが1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが6件、特別農地貸付法に基づく承認申請についてが2件ございます。

それではまず、相続税納税猶予に関する適格者証明願についてを審議いたします。

事務局からご説明をお願いします。

事務局 この証明は、租税特別措置法の規定により、相続税納税猶予の特例を受けるために必要な被相続人、農業相続人、特例適用農地についてを農業委員会が証明するというものです。

それでは、資料No.3をご覧ください。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上となります。

事務局 この件について調査されました鈴木利彰委員、調査結果の報告をお願いいたします。

鈴木委員 12月15日に私と世田谷区の事務局と、さんとさんと面談並びに畑の状況を調査してまいりました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上でございます。

穴戸会長 ありがとうございます。この点についてご意見等がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

穴戸会長 全員賛成をいただきましたので、証明書を発行させていただきます。

それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。6件ございますので、順に審議いたします。

それでは、1件目を事務局、説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料No.4 - 1をご覧ください。こちらは引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてです。

これは、納税猶予を受けている方が引き続き納税猶予を受ける際、3年を経過するごとに相続税の納税猶予の継続届出書の提出が必要となります。その添付書類となります。

それでは、第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

次の資料No.4 - 2も同じ海老澤委員の調査ですので、続けて読み上げさせていただきます。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

穴戸会長 この件について調査されました海老澤健委員、調査結果の報告をお願いいたします。

海老澤委員 12月14日月曜日、事務局2名と申請者の さん立会いの下、現地を確認してまいりました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上でございます。

穴戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 よろしいですか。意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

穴戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

次に、2件目を事務局から説明していただきましたので、海老澤健委員、調査結果をお願いいたします。

海老澤委員 同じ12月14日月曜日、事務局2名と、 さん立会いの下、現地を確認してまいりました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上でございます。

宍戸会長 ありがとうございます。この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

宍戸会長 ご質問等がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することといたします。

次に、3件目を事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.4-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

宍戸会長 この件について調査されました岩本敏行委員、調査結果の報告をお願いいたします。

岩本委員 12月14日、事務局2名と私で現地に調査に行っていました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上でございます。

宍戸会長 ありがとうございます。この件につきましてご意見がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

宍戸会長 ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することといたします。

次に、4件目と5件目ですが、農業委員である 委員からの証明願となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」ということから、本件の審議中に退席していただきます。事務局から退席の案内をお願いいたします。

〔 委員 退席 〕

穴戸会長 それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.4 - 4をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

（事務局より、申請内容などについて説明）

続きまして、資料No.4 - 5も相続人が同一のため、続けて読み上げます。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

（事務局より、申請内容などについて説明）

穴戸会長 この2件について調査されました鈴木利彰委員、調査結果の報告をお願いいたします。

鈴木委員 12月15日、事務局2名と私と、それから申請人の さんと面談をさせていただきました。

（調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。）

以上でございます。

穴戸会長 ありがとうございます。

これら2点についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

（「なし」の声あり）

穴戸会長 よろしいでしょうか。ご意見がないようですので、採決させていただきます。まず、1つ目について、証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

穴戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

それでは、2つ目について、証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

穴戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

委員に入室をお願いいたします。

〔 委員 着席 〕

穴戸会長 では、6件目を事務局から説明をお願いします。

事務局 続きまして、お手元の資料No.4 - 6をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

穴戸会長 この件につきまして調査されました宮川喜久委員、調査報告をお願いいたします。

宮川委員 報告いたします。12月14日、申請者である さん立会いの下、事務局2名とともに調査をいたしました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上でございます。

穴戸会長 ありがとうございます。この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

穴戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行いたします。

次に、特定農地貸付法に基づく承認申請についてを審議いたします。

2点ございますので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料No.5、特定農地貸付法に基づく承認申請についてでございます。

目黒区が実施する区民農園事業の案件についての事案となります。この案件につきましては、毎年12月に農業委員会総会において審議されております。区が区民農園に供する農地を新規、継続も含めてお借りする際に根拠となる法律が特定農地貸付法となります。ちなみに、先程の第1号議案は農地法に基づく許可ということになります。今回につきましても、継続して借り受ける案件について、2件まとめてご審議をお願いいたします。

それでは、議案書を読ませていただきます。

(事務局より、申請内容などについて説明)

事務局からは以上となります。

穴戸会長 まず、この件について調査されました三田浩司委員、調査結果の報告をお願いいたします。

三田委員 事務局の方と12月15日に現地に行ってまいりました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

穴戸会長 ありがとうございます。第1号議案の審議の際に質問のあった農地法第3条との違いについて、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 委員からのご指摘いただいておりますが、農地法第3条と特定農地貸付法の違いをもっと具体的に説明いたしますと、あくまで特定農地貸付法というのは、市民農園に適用するための法と解釈していただきたい。第3条というのは、二者間での賃借・譲渡の際の法で、ここでは不特定多数の人が入らない。要は、苗圃というのは、世田谷区が苗木を育てるための場所を借りて、そこで種まきをして、木を育てて、街路樹ですとか公園に補植するためのものなので、一般の方は入れない。あくまで区が活用するためにここを借りる、そういった違いと理解していただければと思います。

以上です。

穴戸会長 橋本委員、それでよろしいですね。

では、この件につきましてほかにご意見は。

宮川委員 場所が区境というのは私も分かります。あと、目黒区にこういう農園がないというのを今日初めてお聞きしたんですけれども、世田谷区自体が数が少ないので皆さん協力して下さいとうたっていますよね。営農だよりによく出ています。私も、これを見て一部区民農園に貸している当事者なんです。なぜ目黒区がお借りになったか。それは、世田谷区が心を大きくして許した訳でしょうか。どういう関係ですか。

三田委員 よく分からないですけれども、土地所有者の さんは目黒区民なんです。

さんはご存じのように心の大きい方です。

菅沼委員 目黒区の区民農園もありますし、世田谷区の区民農園もあります。両方並んでありますので、その辺でということだろうと思います。ないということではないと思う。

穴戸会長 ご意見はどうでしょうか。なければ採決させていただきます。

橋本委員 先程ご意見を出させてもらったんですけれども、 の方の申請書の所在の地番が 番の一部と書いてあって、右の方に内訳としては  $m^2$ 、内該当もそう書いてありますので、これは完全に一部じゃなくて全体のことを言っているんじゃないかなと思うんです。そういうことを、私たちが見るときに疑問を持たないように出していただくのが、申請人だとか役所の方で事前にチェックしていただくのかどうか分かりませんが、そういうことをやっていただきたいなというのが私の意見で、次のときも何とかの一

部というふうに許可申請の方もなっているんですよ。だから、それはどういうことかというのがよく分からない。

穴戸会長 それは説明をお願いできますか。

事務局 番の筆のごく一部に特別保護区という都市計画の網がかかっているんです。その特別保護区の部分は貸借ができませんので、それを除いているので 番の一部となっております。その特別保護区のかかっている一部については、区との貸借契約はありません。

橋本委員 そうしますと、この 番の平米というのは、特別保護区の方と圃場にする方と分筆していなくて、これ1筆でこうなっている訳ですか。

事務局 そうです。

宮川委員 1筆で2種類の用途ということですか。

事務局 都市計画が2種類入っているということです。

橋本委員 そうすると、例えば生産緑地の申請の場合は、実測して、生産緑地の部分とそうでない部分は、1つの番地の一部を生産緑地にしたいということは今回まずいというふうになりますね。次期から特定生産緑地申請の場合は。

事務局 最低限、測量してほしいというふうにはしています。

橋本委員 そうなっていますね。これが誤解されやすいのは、一部と言うんですけれども、利用されるのは特別保護区を除いた分がここに来るような感じもするんですけれども、そうじゃないと、一部となっていて全部というのは、備考に幾らか別に特別保護区がありますということがあればいいんですけれども、そうでないと分かりにくいかなということです。

もう少し意見を言わせていただければ、こういう申請書の内容というのは、前回も、何分の何で1にならないとかそういうのもありましたけれども、それは申請者が農業委員会に提出するときに、誰でも分かりやすいような形の資料として補足説明なりをつけてやることにしないと、本題よりも細かい方にどんどん入ってしまって、非常に時間も浪費するので、そういうのがないようなことはできないものでしょうか。これもそういう感じなんですけれども。

事務局 ご質問のありました、 番の保護区の方はよろしいですか。

穴戸会長 多分、この一部とかいろいろとそういう文面が出たときに、どういう訳でそうになっているかという説明を入れてくれということだから、今度そういう分かりにくい部

分があったら、補足で文面を入れていただくということですね。

宮川委員 実は、これを発表するとき、私は事務局に、質問が出るから説明して下さいと言ったんですけれども、私がすればよかった。

皆さんの方には資料として配布されていませんが、私ども調査した者にはこういう測量図があって、一部の m<sup>2</sup>が特別保護区に入っているんです。これは橋本委員はご存じだと思いますけれども、この はずっと保護区で、もうはっきりと網がかかってしまっているの、家が建つことももう今後できませんので、特殊なところだということでご理解をいただきたいと存じます。

橋本委員 会長が言われるように、簡単に言えば、これをさっと見て疑問を持たないような内容にしてもらいたということです。

高橋会長職務代理者 今後は直してもらいましょう。

橋本委員 そうでないと無駄な時間を費やしてしまうから。

穴戸会長 分かりました。もしそういうものがあつたら、事務局で事前に分かるような形で記載してもらおうということによろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

穴戸会長 では、今言われたように、分かりにくいところは説明書きを入れてもらうような形にさせていただきます。

ほかに意見はございませんね。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 では、この件につきまして採決させていただきます。

申請を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

穴戸会長 ありがとうございます。それでは、承認することといたします。

いろいろとご意見をいただきました。これは、この会が始まってからまたお話しするのも時間がかかりますので、もしご意見があつたら、この会が始まる前に事務局にご質問していただく説明だけで済みますので、もしご意見等があつた場合には前もって事務局にお聞きいただいて、もしこの会に説明しなくてはいけないことがありましたら、この会で説明をさせていただくということに進めさせていただく形によろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

穴戸会長 次回、もしご質問等がありましたら。

橋本委員　そういうのは分かりますけれども、皆さんにも知っておいてもらった方がいいかなという感覚も私にあったもので。実際に一番最初的时候は事前に事務局にはお話しして却下されたのがあるんですけども、皆さんに知っていただいた方がいいということで予告しなかったんです。それは内容によって選択することもあるかもしれませんが、今回は気がついたことを全部紹介させてもらったんです。

宍戸会長　皆さんに知っていただきたいことは事務局に言ってもらって、必ずこちらの場で発表していただくということをお願いして、もし質問の中で納得いただいたことに関してはそれで回答でいいと思うんですが、もし皆さんに知っていただきたいことがありましたら、事務局にこれは説明して下さいということをお伝えしていただければ皆さんも分かると思うので、それでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

宍戸会長　では、承認させていただいて、以上で特定農地貸付法に基づく承認申請についての審議は終わります。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の令和3年2月の総会日程(案)についてを協議いたします。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局　それでは、お手元の資料No.6、令和2年度世田谷区農業委員会総会日程について(案)をご覧ください。

次回の総会開催日時につきましては1月28日木曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎5階の第5委員会室、こちらの部屋で開催されることが決定しております。

令和3年2月の開催日時につきましては、2月22日月曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎5階の第2委員会の予定となっております。ご確認をお願いいたします。

宍戸会長　この件につきましてご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

宍戸会長　よろしいでしょうか。それでは、2月の開催日程については原案どおりいたします。開催案のとおり決定いたします。

次に、(2)の東京都農業会議を通じて提出する国・都の施策等に対する要望(案)についてを協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局　それでは、お手元の資料No.7をご覧ください。東京都農業会議を通じて提出する

国・都の施策等に対する要望について、農業委員会等に関する法律第53条により、農業委員会組織は、世田谷区農業委員会の支援組織であります一般社団法人東京都農業会議を通じて、関係行政機関等、つまり国や東京都に農地利用最適化推進施策等の改善について具体的な意見を提出しなければならないとされております。

東京農業が抱える様々な課題解決に向けて、世田谷区農業委員会におきましても毎年、委員の皆様にご提案してご意見を頂戴し、東京都農業会議に提出しております。提出した意見は来年1月15日に開催予定の区内地区農業委員会検討会にて集約され、来年2月18日に昭島市にて予定されている東京都農業委員会・農業者大会において国に対する要望を決定し、また、来年3月17日に開催予定の東京都農業会議通常総会において東京都に対する意見を決定し、要請活動に取り組んでいく予定でございます。

本件につきましては、本総会の開催通知をお送りした際に同封させていただいたところでございますが、内容について改めてご確認いただければと思います。

なお、要望案につきましては、2年度の内容の文章の頭に丸数字を振っておりますけれども、とが今年度新たに追加した項目でございます。それ以外は昨年度と同じ内容として、今年度も引き続き要望していくというところになります。

事務局からは以上になります。

穴戸会長 ありがとうございます。

この件につきましては、今日、皆様にご意見をお聞きして、提出させていただくものでございますので、皆様のご意見をいただいて決めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

もしご質問があるようでしたら、お願いいたします。

三田委員 今の なんですけれども、今までもよく農業委員会でも問題になってきた、納税猶予のときの農業関連施設は、必要なものなのに認められていないのは嫌だよねみたいな話があるいろいろありますよね。そういうことを今回明確にするということなんですけれども、その流れの中で、明確にしました、今までどおり絶対駄目ですというのもよくないんですけれども、これは作戦的には、東京都農業会議の方はこうやってほしいみたいなネゴとかそういうものはあるんでしょうかという素朴な疑問です。要は、例えば水をやる施設とか、できれば小屋みたいな、農業をやるために必要な関連施設も納税猶予の対象にすべきだし、都市計画法上の生産緑地の基準との整合性を図れということも1つの主張になると思うんですけれども、そこら辺は何かニュアンスを伝えられるようになっているんで

しょうか。

穴戸会長 確か貸借の方で意外とトイレとか、設置方によっては許可が出てしまっている部分があるんですけども、納税猶予を受けているところに対しては意外とまだ厳しい部分があるので、その部分を同じような対応という話も出ているので、そういうところをある程度加味した内容を提出するような話もしていると思うんです。

あと何かありましたか。

事務局 こちらは以前から各委員の指摘もあるように、各自治体でもケース・パイ・ケースということで頭を抱えている要素になっています。いまだに、私どもから各所管の税務署にお伺いしたとしても、それはどうしても個別判断になるということがずっと続いています。それをもっとできるだけ具体的に明確にしてほしいということはこの農業会議、ほかの自治体も同じような声が上がっていますので、さらに強くこういう要望という形で出ているところでございます。

穴戸会長 農業者さんも納税猶予を受けて一生懸命農作業をやっていますので、なるべく同じような意向で農業ができるような形をこれからもお願いしていきたいと思っております。もし、またこの中で必要とされるものとか要望したいということがございましたら、ご意見をいただければと思います。

よろしいですか。では、この件について今ご質問をお聞きしましたが、ほかにご質問がないようですので、これを提出させていただきます。

次に、(3)の令和3年度世田谷区農業委員会活動計画(案)についてを協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料No.8をご覧ください。令和3年度世田谷区農業委員会活動計画(案)の協議でございます。

平成21年度に農地法の改正がなされ、農林水産省からの指導により毎年、各農業委員において活動計画を作成し、報告することとなっております。まず、農業委員の皆様のご意見を頂戴し、一般の農業者の皆様へは来年2月発行予定の営農だよりにて周知いたします。集約したご意見を反映したものにつきましては、最終的に来年4月の農業委員会にてお諮りした後、5月の営農だよりにて報告するという予定になっております。つきましては、次回1月の総会までにこの内容をご確認いただきまして、ご意見等ございましたらそのときにお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。なお、今回お示ししている案につきましては、今年度、それから令和元年度の内容と基本的に変更はご

ざいません。

事務局からは以上となります。

穴戸会長 この件につきましてご質問等があればお願いします。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 よろしいですか。質問がないようですので、この件につきましては終了いたします。

以上をもちまして協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)から(2)について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 報告事項に参ります。

第14回都市農地保全自治体フォーラムの中止について。資料はございませんが、12月15日に予定されておりました第14回都市農地保全自治体フォーラムにつきましては、コロナ禍の関係で中止となっております。ご報告申し上げます。

続きまして、資料No.9に移らせていただきます。報告事項の最後は、東京産水産物の放射性物質検査の結果の報告でございます。今回は令和2年12月17日付の検査結果の報告でございますが、世田谷産のものにつきましては対象となっておりますので、参考程度にとどめていただければと思っております。

事務局からの報告事項は以上になります。

穴戸会長 以上で本日の予定案件は全て終了いたしました。

その他、全般的な事項にご意見がありましたら、お願いいたします。

事務局 前回の農業委員会の宿題でした、海老澤委員からあっせんの内容等ということで、他自治体ということ言われて東京会議にも確認したのですが、あまり事例がないそうで、お知らせまでできる状態にはございません。この先、いろいろな会議でほかの自治体に会ったりもするので、そんなときに情報収集してみたいと思います。取りあえず農業会議では事例がないというお答えでした。

海老澤委員 せっかく区とか都が買えなくて農家を買うんですから、もう少し丁寧にいいいますか、手厚くやっていただければなど。個人的なこともあるので、金額とかの交渉はそれなんですけれども、何か照会してもらおうとか、ただ電話で勝手にやってくれと言われてたら、何のためにここに電話したんだということになってしまうので。

事務局 現農政担当は懇切丁寧に皆様のご相談に乗ることをお約束します、ご相談いた

できればと思います。

海老澤委員 よろしくお願いいたします。

穴戸会長 ほかにご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 では、本日の農業委員会の総会を終了いたします。ありがとうございました。

それでは、高橋昌規職務代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

高橋会長職務代理者

(会長職務代理者あいさつ)

この議事録は、令和2年12月23日(水)開催の第5回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 穴戸幸男